

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和6年9月17日

○出席委員（6名）

委 員 長	坂 倉 広 子	副 委 員 長	山 本 哲 也
委 員	山 本 欽 久	委 員	瀬 崎 伸 一
委 員	南 川 則 之	委 員	戸 上 健

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・勢力総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事 務 局 長	岩 井 太	次 長 兼 議事総務係長	平 山 智 博
議事総務係 書	岡 村 なぎさ 記		

(午後 1時53分 再開)

○坂倉広子委員長 皆さん、議会改革推進特別委員会に引き続き、お疲れさまでございます。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、令和6年9月24日の会議に提出されます追加議案の概要について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○勢力総務課長 総務課、勢力です。よろしくお願ひいたします。

それでは、令和6年9月24日会議に提出いたします議案についてご説明させていただきます。

配付させていただきました令和6年9月24日会議提出議案一覧表をご覧ください。

今回提出いたします議案は、議案第19号が補正予算議案で1件、議案第20号及び議案第21号が人事案件議案で2件、その他、諮問の2件、専決処分した事件の報告についてが3件で、合計8件を提出いたします。

なお、今回提出いたします人事案件の2議案と諮問の2件につきましては、前回8月23日の議会運営委員会でご報告させていただきました案件であり、9月6日の全員協議会において説明させていただいた内容でございます。

なお、議案番号は、補正予算議案が追加されたため、前回の議会運営委員会の際から番号が1号ずつ繰り下がっておりますのでご報告させていただきます。

それでは、新たな議案の説明をさせていただきますので、水道のほうの補正からになります。

本日、議案のほうは提出されているかと思いますが、令和6年度水道事業会計補正予算（第3号）の概要の2ページ目、裏面をご覧ください。

説明のほうはそのままさせていただきます。

令和6年7月27日に発生しました長岡地区断水・濁水に係る当該地域への損害補償金を支払う経費及び事故の際に応援いただいた伊勢市、志摩市からの応急給水活動に係る費用負担金などを増額補正するもので、予算額2,250万円を追加するものでございます。

続きまして、また、先ほどの議案一覧表のほうに戻っていただきまして、めくっていただいて裏面のほうになりますが、令和6年9月24日会議提出議案概要をご覧ください。

報告の3件ですが、こちらのほうはすべて地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

まず、報告第10号ですが、専決処分した事件の報告について（接触事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）でございます。

令和6年6月21日午後4時6分ごろ、鳥羽4丁目の国道42号付近において、市道から当該国道へ進入しようとしたところ、走行中の自転車と接触し、相手方を負傷させたことによる損害について、市は和解し、賠償しましたので報告するものでございます。

損害賠償額は11万8,131円で、相手方はご覧のとおりでございます。

続きまして、報告第11号、専決処分した事件の報告について（自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の

額を定めることについて) でございます。

令和6年6月9日午後4時ごろ、鳥羽1丁目の市道において、民有地から当該市道へ出る際に道路側溝のふたがはね上がり、相手方車両の底部、底ですが、を破損させたことによる損害について、市は和解し、賠償しましたので報告するものでございます。

損害賠償額は34万5,506円で、相手方は記載のとおりでございます。

続きまして、報告第12号、専決処分した事件の報告について(自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて) でございます。

先ほどの報告第11号の事案と同様の事故でございまして、損害賠償の内容、金額、相手方が変わるものでございます。

損害賠償の額は1万1,600円で、相手方についてはご覧のとおりでございます。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくお願ひします。

○坂倉広子委員長 総務課長の説明は終わりました。

続きまして、会議日程及び議案の取り扱いについて、事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 それでは、私から9月24日の会議の日程についてご説明いたします。

9月24日の会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長からもご説明ありましたとおり、予算議案1件、人事議案2件、諮問案件2件、報告案件3件の合計8件でございます。

次に、その議案の取り扱い並びに会議日程についてでありますが、お手元の会議日程案をご覧ください。

会議日程及び議案の取り扱いについては、9月24日に会議を再開いたします。

会議録署名議員の指名の後、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論の後、表決を行います。

次に、議案第19号を上程し、提案者の趣旨説明を行います。議案に対する質疑の後、予算決算常任委員会に付託いたします。委員会終了後、会議にて予算決算常任委員長報告を行っていただき、委員長報告に対する質疑、討論の後、表決を行います。

次に、報告第10号から12号を一括上程し、提案者の趣旨説明を行います。

その後、議案第20号及び21号、諮問第1号及び第2号を一括上程し、提案者の趣旨説明をいただいた後、議案に対する質疑、表決を行い、解散としたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

会議日程及び議案の取り扱いについて、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ないようすでにお諮りいたします。

会議日程及び議案の取扱いについては……

(「委員長、1点だけよろしいですか」の声あり)

○坂倉広子委員長 議長、どうぞ。

○河村 孝議長 発言の機会ありがとうございます。

議案第19号についてなんですかとも、水道事業会計の補正予算、まず水道課から、事件が起こってから正副議長のところに報告がありました。

その時に当初の話では、既決予算の予備費内でいけるかもわからないというところで、全くもって損害賠償額がわからないんだけれども予備費でいきたいという意向でしたので、損害賠償の交渉を進めることを正副として既決の予算でもう通ってますので、認めました。

ただ、今回総務課と水道課と相談なさった中で、足らないというふうになってはいけないということで、それを補完する意味も込めて補正予算を今回上げるという順番になっておりますので、決して議会軽視でこの補正予算を上げる前に、先に損害賠償の交渉を始めたということではないということを皆さんにご理解いただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○坂倉広子委員長 議長ご意見ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、ないようすでにお諮りいたします。

会議日程及び議案の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案等の取扱いについてはそのように決定いたします。

それでは、総務課長、ありがとうございます。

総務課長の退席をしていただきました。

それでは、続きまして協議事項2、TOBAミライトークの事後処理について、広報広聴委員会副委員長に説明を求めます。

広報広聴委員会副委員長、お願いします。

○山本欽久広報広聴委員会副委員長 それでは、私のほうから9月6日に行われました広報広聴委員会で議論いたしましたTOBAミライトークの事後処理について説明をさせていただきます。

ドライブのほうに広報広聴委員会の会議録がございますので、ご覧ください。

審議内容及び結果に記載のとおり、8月に実施しました鳥羽美台町内会とのTOBAミライトークで協議した内容の取り扱いについては、行政常任委員会で取り扱うべきものとするとの結論になりました。

この理由につきまして、広報広聴委員会の会議録に記載がありますとおり、スクールバス、かもめバス、福祉バスの現状及び美台で現在設置が進められている太陽光発電事業者への対応について、担当課に対しヒアリングを実施するべきと、この意見に広報広聴委員会委員全員が合意したことによります。

また、TOBAミライトークのフロー図において、広報広聴委員会委員長は当該団体に対し、出された意見がどのように取り扱われているかを文書で回答となっていることから、ドライブに共有しております「TOBAミライトークの経過報告について」という報告書を団体へ提出したいと考えております。

報告は以上となります。委員の皆様に取り扱いについてご協議をお願いいたします。

以上です。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。広報広聴委員会副委員長の説明は終わりました。

このことについて、他の広報広聴委員会の委員の皆さんには補足意見等はございませんでしょうか。

よろしいですか。

南川委員、どうぞ。

○南川則之委員 副委員長から先ほど説明いただいたて、行政常任委員会で扱うべきものとするということですけれども、それでいいと思うんですけれども、その後の対応というのはもう行政常任委員会に任すということの

判断でよろしいですかね。

○坂倉広子委員長 副委員長、よろしいですか。山本欽久副委員長、お願いします。

○山本欽久広報広聴委員会副委員長 ありがとうございます。そのとおり、もう行政常任委員会にお任せすることです。

○南川則之委員 わかりました。理解しました、ありがとうございます。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それではないようですので、ただいま報告いただきました内容につきまして、取り扱いを協議したいと思います。

鳥羽美台町内会とのT O B A ミライトークで協議した内容の取り扱いについて、先ほど広報広聴委員会副委員長より、行政常任委員会で取り扱ってはどうかというご説明がございましたが、このことについてご質問やご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それではないようですので、鳥羽美台町内会とのT O B A ミライトークの事後処理については、行政常任委員会で引き続き協議することにご異議なしと認めます。

よって、T O B A ミライトークの事後処理については、そのように決定いたします。

ご協議いただくことは以上です。

これをもちまして議会運営委員会を散会します。

(午後 2時08分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和6年9月17日

議会運営委員長 坂倉広子